

「喜連東小学校 安心ルール」

＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちが「するべきこと」「してはいけないこと」を自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束ごと（「するべきこと」）を伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、全ての誰もが安心して通うことのできる「より良い学校」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと「するべきこと」	・しっかりと勉強する	・決められたルールを守る	・人（友だち・地域の人等）に親切にする	・誰に対しても嘘をつかない	
第1段階	・理由もなく、授業時間に繰り返し遅れる	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかけて使う	・指導を素直に聞き入れない	・学校の物を大切に扱わない	・その場で注意 ・内容によっては家庭への連絡 ・個別の指導
第2段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話をする ・授業を受けずに学校内をうろつく	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがらせるようなことをしたり言ったりする（SNS使用時等も含む）	・指導に対して反抗する	・学校の物をこわす ・夜に外出し、遊んだりうろついたりする。 ・カードやゲーム等でお金のやりとりをする	・その場で注意 ・家庭への連絡 ・複数の教職員による個別の指導
第3段階	・授業を平気でじゃまをする ・テストのじゃまやカンニングを繰り返す ・学校を無断で休み、校外で遊ぶ	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども） ・物を平気でこわしたり、すてたりする	・指導に対して激しく反抗する ・こわがらせるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	・万引きや万引きの誘い ・金品の強要 ・喫煙など 法律に違反するようなことをする	・家庭（保護者）との連携 ・継続的な個人指導 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター・生活指導サポートセンター等）と連携した指導
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する				

＜ルール表作成上の留意点＞

※この「喜連東小学校 安心ルール」は、「大阪市教育振興基本計画」に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルをもとに、喜連東小学校の実情に合わせた内容として作成したものです。

※学校は、常に児童ひとりひとりの状況等を十分にふまえての対応を、基本としていきます。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示です。事象の状況把握を丁寧に行い、学校の判断で対応することがあります。